令和８年４月28日

総務省における物品等の契約に係る指名停止措置について

総務省は、以下の事業者に対して、本日、物品等の契約に係る指名停止措置を行いました。

記

１　対象事業者
デロイトトーマツテレワークセンター株式会社

２　指名停止の期間
令和８年４月28日から令和８年７月27日まで

３　指名停止の理由
同社は、当省の令和4年度補正予算利用者向けデジタル活用支援推進事業において、現場の管理者がコンプライアンス意識の欠如等により人件費の過剰計上を意図的に行うとともに、令和5年度補正予算デジタル活用支援推進事業においても、業務管理体制の不十分性等により人件費の過剰計上が発生するなど、総務省における物品等の契約に係る指名停止等措置要領にある「業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。」（別表２第11号）に該当するため。

（本件問い合わせ先）
総務省大臣官房会計課監査指導係
担当者：田中、山内
ＴＥＬ：03-5253-5135